

美浜町 こども計画



地域の愛に包まれ、
将来にわたりこども・若者が
幸せに成長できるまち みはま

令和7年3月

美浜町こども計画 概要版

地域の愛に包まれ、将来にわたりこども・若者が幸せに成長できるまち みはま

令和7年3月

発行：美浜町（令和7年3月）

編集：美浜町こども未来課

〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市 25-25

TEL：0770-32-6713

1 計画策定の背景と趣旨

美浜町では、令和2年3月に「第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に取り組んできました。この計画では、地域における子育て環境の充実をめざし、施策を進めてきました。

国は、こども基本法に基づき、『こども大綱』を決定しました。こども大綱では、全ての子ども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

「美浜町こども計画」では、国の方向性を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に必要な取り組みを進めていきます。こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援を進めていく計画として策定します。

「こども大綱」におけるライフステージ別の主な取組

こどもの誕生前から幼児期まで	●妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保育・医療の確保 ●こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
学童期・思春期	●こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ●こどもの居場所づくり ●小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ●いじめ防止、不登校のこどもへの支援、体罰や不適切な指導の防止 ●高校中退の予防、高校中退後の支援
青年期	●高等教育の就学支援、高等教育の充実 ●就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ●結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ●悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に定める「市町村こども計画」として、こども大綱及び福井県計画を踏まえて策定するものです。また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に定める「市町村行動計画」として位置付けます。

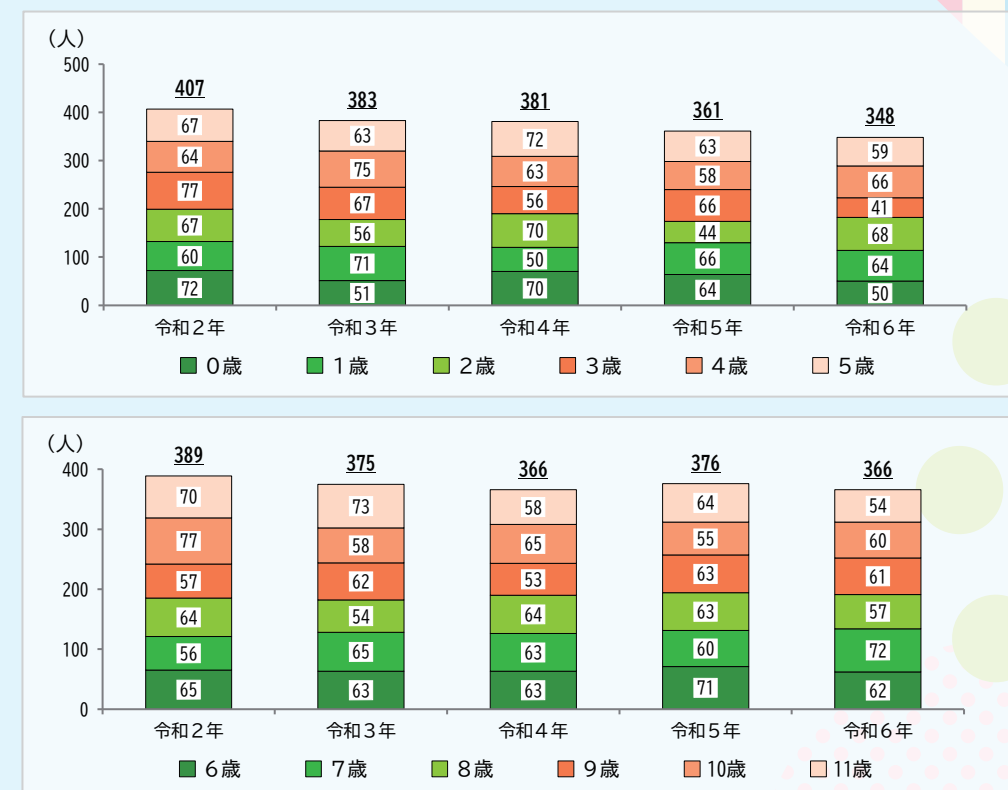
3 計画の実施期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

4 こどもをとりまく現状

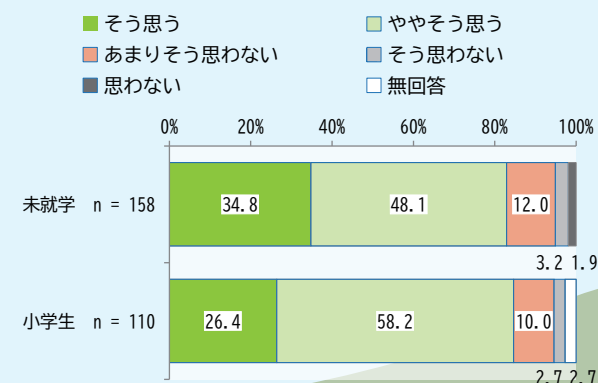
(1) 児童数の推移

本町の0歳から5歳までのこども人口は年々減少しており、令和6年で348人です。6歳から11歳までのこども人口は増減を繰り返しており、令和6年で366人です。



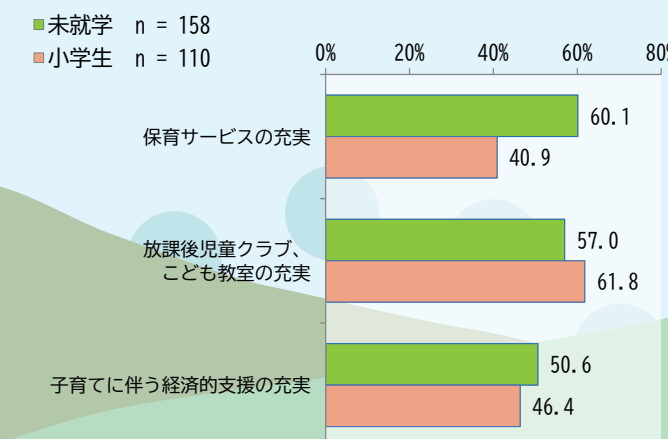
(2) 子育てのしやすさ

子育てしやすいと思う保護者が多く見られます。



(3) 町の子育て支援施策への期待 (上位3項目)

町の子育て支援施策として、「保育サービスの充実」「放課後児童クラブ、こども教室の充実」「子育てに伴う経済的支援の充実」などが期待されています。



5 美浜町の課題

(1) 子育て支援事業等の拡充が必要

アンケート調査結果より、子育て中の保護者のうち近い将来には働きたいと考えている人がいること、将来定期的に利用したいと思っている教育・保育事業の割合が現状よりも大きいこと等がわかりました。このことは、今後の教育・保育事業や子ども・子育て支援事業のニーズが増すことを意味しています。子育て世代のニーズを踏まえ、各種事業を拡充する必要があります。

(2) こどものニーズを踏まえた居場所づくりが必要

ヒアリング調査やアンケート調査で、こども達は、学校や児童クラブを楽しんでいると感じ、家はほっとできる場所であると答えてくれました。その一方で、町内には、遊具がたくさんある公園、走ったり体を動かしたりできる場所がなく、そのような居場所が欲しいと答えています。こどものニーズを踏まえた居場所づくりを進める必要があります。

(3) ヤングケアラーの実態を把握し、支援することが必要

中学生アンケート調査で、世話をしている家族がいる（いた）子は2割程度見られました。しかし、その多くが、お世話が原因でできなかったことは「特になし」と答えています。近年、社会問題となっているヤングケアラーに該当する子がどの程度いるのか、あらためて実態を把握し、必要な支援を実施する必要があります。

(4) 子育て家庭の負担を軽減する支援の充実

ヒアリング調査では、子育てしながらの家事が大きな負担であるとの意見がありました。食事の支度等の家事の負担を軽減する家事支援など、子育て世代のニーズを踏まえた支援を検討する必要があります。

6 基本理念

こども・若者が自立した個人として健やかに成長でき、一人ひとりの権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、計画の基本理念を下記のとおり設定します。

地域の愛に包まれ、将来にわたり
こども・若者が幸せに成長できるまち みはま

7 計画の視点

(1) こども・若者の権利を尊重する視点

こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格や個性を持つ個人として尊重します。こども・若者の権利を保障し、こども・若者の最善の利益を図るとともに、こども・若者の自主性を尊重した取り組みを推進します。

(2) こども・若者・子育て当事者の視点を尊重する視点

こども・若者が自らのことについて意見を形成して、発言・発信することを尊重します。そのために必要な支援等を行い、こども・若者が自分の意見を発言・発信しやすい環境づくりを進めます。同時に、おとなは、こども・若者の意見に真摯に向き合い、その実現のために注力します。

(3) 切れ目のない子育て支援の充実の視点

こども・若者や子育て家庭に必要な支援が提供されるよう、切れ目のない子育て支援を充実します。同時に、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

(4) すべてのこども・若者の健全な成長を支援する視点

乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障し、すべてのこども・若者が相互に人格と個性を尊重されながら、様々な学びや体験の機会を通じて自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるよう支援します。

(5) 若い世代の自立への支援

若い世代の多様な価値観や考え方を尊重することを前提に、若い世代の生活の基盤の安定、希望に応じた結婚や子育てへの支援を通じて、若い世代の自立を支援します。

8 施策の展開

基本目標 1 子育てを支援する仕組みづくり

こどもを地域ぐるみで育てる取り組みは、こどもの成長のためにも有効な取り組みです。子育てに関する支援の充実、地域における子育て支援活動の充実、子育てに関する相談支援体制の充実を進めます。

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (3) 子育てに関する包括的な相談支援体制の充実

基本目標 2 健やかに生み育てる環境づくり

妊娠期から、出産・育児期にわたり、母子の健康を切れ目なく支援していく必要があります。母親及びこどもの健康づくりへの支援に加え、食育を推進します。

- (1) こどもや母親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) こどもの健康支援

基本目標 3 次代を担う人づくり

こども・若者の教育・学習環境の充実に取り組む必要があります。幼児教育、家庭教育、学校教育、生涯学習などの質の向上や充実に取り組むとともに、こども・若者が意見を発言・発信しやすい環境づくりに取り組みます。

- (1) 幼児教育の質の向上
- (2) 子育て世代に向けた家庭教育支援
- (3) 魅力ある学校教育の推進
- (4) こどもの自主性を育む体験活動の推進
- (5) 思春期保健対策の充実
- (6) こども・若者が意見を発言・発信しやすい環境づくり
- (7) 生涯学習の充実

基本目標 4 若い世代の仕事と子育ての両立を支える社会づくり

若い世代が子育てに必要な教育を受け、安心して子育てに向き合えるよう支援する必要があります。若い世代の就学、就労、経済的基盤安定への支援や相談支援、保育サービスの充実等により仕事と子育ての両立を支援します。

- (1) 若い世代の就学・就労・経済的基盤安定への支援
- (2) 悩みを抱える若い世代への相談支援
- (3) 保育サービスの充実
- (4) 仕事と子育ての両立の推進
- (5) 男女共同による子育ての推進

基本目標 5 こどもが安全に育つ安心なまちづくり

こども達が、安心して多様な体験をし、健やかに成長することができるよう支援することが必要です。こどもの成長を支える居場所や遊び場の確保をはじめ、安全に過ごせる環境の整備に取り組みます。

- (1) こどもの成長を支える居場所づくり
- (2) こどもの遊び場環境の整備
- (3) 子育てを支援する生活環境の整備
- (4) こどもの安全及び防犯体制の整備

基本目標 6 困難な状況を抱える家庭を支えるまちづくり

様々な困難を抱えるこどもと子育て家庭を支援し、こどもの健全な成長を支えていくことが必要です。児童虐待の防止、こどもの貧困対策、ひとり親家庭やヤングケアラー等、困難な状況を抱える家庭への支援に取り組みます。

- (1) 配慮を必要とするこどもや家庭への支援
- (2) 児童虐待防止対策の推進
- (3) こどもの貧困対策の充実
- (4) ひとり親家庭への支援の充実
- (5) ヤングケアラーへの支援

9 計画の推進体制の整備

(1) 地域及び町民の参画による推進体制の強化

地域における子育て支援を推進するため、地域組織の取り組みの強化を図るとともに、関係機関や町内の主な活動団体等との連携を強化します。

美浜町子ども・子育て会議を中心に、計画の進捗状況を定期的に把握します。

(2) 庁内における推進体制の強化

本計画を全庁的な取り組みとして推進するため、庁内関係各課との連携を強化し、役割分担を明確にしながら計画を遂行します。また、本計画の進捗状況を把握するため、定期的に評価を実施し進捗を管理します。

(3) 国・県との連携

本計画の取り組みの中には、町単独では実施できず、国や県等の関係機関との連携が必要なものがあります。そのため、国や県等と連携し、必要に応じて協力を求めながら計画を進めます。

